

令和3年4月24日

第二地区まちづくり協議会総会議案

(1) 第1号議案

令和2年度 第二地区まちづくり協議会事業報告について

(2) 第2号議案

令和2年度 第二地区まちづくり協議会決算報告について

(3) 第3号議案

令和3年度 第二地区まちづくり協議会事業計画について

(4) 第4号議案

令和3年度 第二地区まちづくり協議会予算について

(5) 第5号議案

第二地区まちづくり協議会規約の改正について

第1号議案

令和2年度 第二地区まちづくり協議会 事業報告

1. 総会・会議

○総会（文書総会）	令和2年 4月 19日
○運営会議	1回
○常任委員会	2回

2. 事業の実施

(1) 総務・広報部会

総務・広報部会	1回
広報誌「ふるさとの風だより」編集会議	2回
広報誌「ふるさとの風だより」発行	17号（3月）
第二小新入学生入学祝い記念品	令和2年 4月
敬老の日慶祝贈り物事業	令和2年 9月
「命のカプセル」配布事業	通年
高齢者サロン支援	通年

(2) 公民館部会

公民館部会	年 3回
公民館だより発行	毎月 12回
クラブ代表者会議	3回
文化講座	

（スマホ教室 3回 歴史講座 2回

元気アップ体操 2回、みんなで歌って元気アップ 2回

第二の人生かがやき塾 3回)

グラウンド・ゴルフ大会	令和2年 10月 11日
芸能大会	令和2年 10月 29日
C・Cリング大会	令和2年 11月 8日
新春早朝歩こう会	令和3年 1月 3日
公民館まつり 作品展示会	令和3年 2月 12日～14日

(3) 福祉部会

会議・ミーティング

5回

地域福祉教育活動

令和2年10月16日(昔の遊び) 2年生

11月26日キッズ認知症サポーター養成講座6年生

令和3年1月21日(手作り凧揚げ)4年生

2月18日(昔の遊び) 3年生

友愛訪問

令和3年2月

(4) 防犯・防災部会

防犯灯新設・又はLEDへの更新事業

12基

防災訓練

令和2年10月4日

第2号議案

令和2年度 第二地区まちづくり協議会 収支決算報告

収入

(単位：円)

科目	予算額	決算額	収入内容
繰越金	441,597	441,597	前年度繰越金
会費	145,000	147,800	1,478世帯×100円
市交付金	2,008,000	2,002,000	市一般事業交付金 1,604,000 敬老事業交付金 398,000
助成金	400,000	448,200	社会福祉協議会
自治連交付金	10,000	8,849	自治会連合会地域振興費
事業参加費	170,000	31,500	公民館保険料負担金
雑収入	8,403	9	利息
収入合計	3,183,000	3,079,955	

支出

(単位：円)

科目	予算額	決算額	支出内容
人件費	600,000	618,825	事務員賃金
会議費	10,000	3,900	お茶代等
消耗品費	50,000	68,743	事務用品、消毒液、消耗品等
備品購入費	100,000	379,150	パソコン、パワードミキサー、プリンター、サーモグラフィ等
活動費	2,223,000	1,375,717	各部会活動費
総務広報部会	510,000	553,042	
公民館部会	830,000	343,562	
福祉部会	383,000	183,977	
防犯防災部会	500,000	295,136	
雑費	100,000	85,066	光回線接続費ほか
予備費	100,000	0	
支出合計	3,183,000	2,531,401	


収入合計 3,079,955円 - 支出合計 2,531,401円 = 繰越額 548,554円

令和2年度、第二地区まちづくり協議会収支決算について監査を実施したところ、関係諸表簿・証拠書類とも正確であり、適正に執行されていることを認めます。

令和3年4月 8 日

監事

角谷忠夫 

川瀬信一 

活動費内訳

総務広報部会

(単位：円)

事業名	予算額	決算額	支出内訳
まちづくり協議会広報誌発行事業	110,000	143,427	「ふるさとの風だより」(8ページ)発行 印刷費、デジタル素材集等
敬老の日・長寿祝い贈り物	350,000	391,091	敬老の日 新米こしひかり、一口羊羹
小学校新入学祝い	20,000	15,004	傘、文房具等
命のカプセル配布事業	0	0	命のカプセルの追加配布
高齢者サロン運営補助事業	30,000	3,520	高齢者サロン運営補助(コロナ禍で縮小)
合計	510,000	553,042	

公民館部会

(単位：円)

事業名	予算額	決算額	支出内訳
ふれあい街中ハイキング	70,000	0	コロナ禍で中止
芸能大会	80,000	73,285	CDプレイヤー、参加賞品、プリント代等
文化祭	150,000	0	コロナ禍で中止
新春早朝歩こう会	20,000	3,747	お茶、サージカルマスク等
スポーツフェスティバル	200,000	109,118	参加賞品等
社会見学	120,000	0	コロナ禍で中止
文化講座	30,000	21	消毒液(イエローシート差額分)
公民館保障保険料	60,000	93,080	公民館登録クラブ保険料(負担金31,500円を含む)
公民館部会雑費	100,000	64,311	事務用品、消毒液等
合計	830,000	343,562	

福祉部会

(単位：円)

事業名	予算額	決算額	支出内訳
健康と生活講座	30,000		コロナ禍で中止
高齢者福祉施設視察研修	40,000		コロナ禍で中止
長寿をたたえる集い	140,000		コロナ禍で中止
お一人暮らしお楽しみ会	140,000		コロナ禍で中止
友愛訪問事業	80,000	112,000	お茶、つくだ煮
地域児童福祉教育	50,000	47,773	凧、玩具、収納コンテナ等
福祉部会雑費	30,000	24,204	お茶、事務用品
合計	510,000	183,977	

防犯・防災部会

(単位：円)

事業名	予算額	決算額	支出内訳
防犯・防災講演会	20,000	0	コロナ禍で中止
防犯灯設置工事	251,000	243,430	LED防犯灯12基整備
掲示板設置工事	35,000	0	申請無し
自主避難訓練	77,000	51,706	参加記念品（布マスク）等
合計	383,000	295,136	

令和3年度 第二地区まちづくり協議会 事業計画

1. 総会・会議

○総会	4月中・下旬
○運営委員会	随時 2回程度
○部会代表者会議	随時

2. 事業の実施

(1) 総務・広報部会

広報誌の発行・HP開設	2回、本協議会のHPによる発信開始
まちづくり計画の改訂作業	8月～ 自治会活動を含む新しいまちづくり計画への改訂作業
第二小学校新入生入学祝い	4月初旬

(2) 公民館部会

ふれあい街中ハイキング	6月頃
スポーツフェスティバル	2回 誰もが楽しめるスポーツ競技
芸能大会	10月頃 公民館クラブの成果発表会
文化祭	11月頃 作品展示等
社会見学	2回
新春歩こう会	令和4年1月 市街地の神社巡り
文化講座	20回程度
緑のカーテン事業	初夏～秋
公民館だよりの発行	12回

(3) 福祉部会

健康と生活講座	2回
高齢者福祉施設視察研修会	1回
長寿をたたえる集い	秋
一人暮らしお楽しみ会	11月～12月
友愛訪問事業	令和4年1月（90歳以上の高齢者）
地域児童福祉教育	第二小児童対象 6回程度
敬老の日・長寿祝い贈り物	敬老の日前後（85歳以上の高齢者）
高齢者サロン運営補助事業	運営費補助（なかよし桜会）
命のカプセル事業	随時

(4) 自治会部会

防犯・防災講演会	1回
防犯灯設置工事	LED防犯灯10基程度
掲示板設置工事補助事業	随時
自主防災事業	防災訓練、防災倉庫保守
単位自治会活動費の交付	単位自治会の活動資金の確保

3. 松阪住民自治協議会連合会活動への参加・参画

- (1) 会議・イベント、分科会等への参加
- (2) 赤十字等各種寄付・助け合い運動への協力
- (3) その他連合会と市との協定事業への協力

第4号議案

令和3年度 第二地区まちづくり協議会 予算

収入

(単位：円)

科目	前年度決算額	本年度予算額	収入内容
繰越金	441,597	548,554	
会費	147,800	420,000	1400世帯×300円
連合会交付金	2,002,000	2,001,000	
連合会自治会交付金	8,849	3,200,000	
助成金	448,200	468,000	社会福祉協議会
事業参加費	31,500	253,000	公民館参加団体保険料負担金など
雑収入	9	446	預金利息等
収入合計	3,079,955	6,891,000	

支出

(単位：円)

科目	前年度決算額	本年度予算額	収入内容
活動費	1,375,717	5,443,000	各部会活動費
総務広報部会	553,042	143,000	
公民館部会	343,562	828,000	
福祉部会	183,977	833,000	
自治会部会	295,136	3,639,000	本年度は広報配布事業等の経費を含む
事務局経費	1,155,684	1,088,000	
人件費	618,825	600,000	事務員賃金
会議費	3,900	218,000	役員手当、費用弁償等
消耗品費	68,743	52,400	事務用品・消毒液ほか
備品購入費	379,150	100,000	
雑費	85,066	117,600	新聞代、通信費、プロバイダ料ほか
予備費	0	360,000	
支出合計	2,531,401	6,891,000	

第 5 号議案

第二地区まちづくり協議会規約の改正について

第二地区まちづくり協議会規約を次のとおり改正する。

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第二地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行う持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第 3 条 協議会の区域は、愛宕町、茶与町、南町、春日町、長月町、平生町、五十鈴町、挽木町、プレシャスシティ松阪、垣鼻 2 区、垣鼻 3 区、垣鼻 4 区、吉野町の各自治会（概ね 30 世帯以上の住民が参加する包括的に住民活動を行う地縁団体をいう。）の活動区域（以下「第二地区」という。）とする。

(事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、松阪市垣鼻町 633 番地 松阪市第二公民館に置く。

(事業)

第 5 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防犯、防災、交通安全等に関する事業
- (2) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (3) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (4) 住環境整備に関する事業
- (5) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業

- (6) 産業振興に関する事業
- (7) 地域住民の交流又は連帯に関する事業
- (8) 地域の団体育成に関する事業
- (9) 地域計画の策定及び推進に関する事業
- (10) 生涯学習その他の公民館活動の推進に関する事業
- (11) その他地域づくりに関する事業

2 松阪市地域づくり組織条例（令和2年松阪市条例55号）第6条第2項の基本協定が締結された場合は、前項の事業に、この協定に関する事業を加えるものとする。

（構成員）

第6条 協議会の構成員は、第二地区に居住する住民及び第二地区で活動する自治会その他の各種住民活動団体とする。

（組織）

第7条 協議会は、総会、運営委員会、~~常任委員会~~及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局を置く。

~~3 協議会に監査を置く。~~

第2章 役員

（役員の種別）

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 事務長 1名
- (4) 会計 1名

（役員の職務）

第9条 協議会の役員は、次の職務に当たる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務長は、協議会の運営、**出納事務**及び活動に関する事務を総括する。

(4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
(監事)

第 10 条 協議会に監事 2 名を置く

2 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員及び監事の任期)

第 11 条 協議会の役員及び監事の任期は 2 年とする。

2 補欠により選出された役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び監事の決定)

第 12 条 協議会の役員及び監事は、総会に諮り決定する。

第 3 章 総会

(総会の種別)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は 60 名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

(総会の開催)

第 15 条 通常総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合。

(2) 代議員の 5 分の 1 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 構成員の 20 分の 1 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第 16 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項 2 号及び第 3 号の規定により請求があったときは、その請求があった日から 60 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 20 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第 17 条 総会は、代議員の 2 分の 1 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第 19 条 総会の議決は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の議決において会長は、やむを得ない事由により代議員を招集できないと認めるときは、議決を要する事項をあらかじめ代議員に書面で通知し、代議員が書面の提出により表決する方法によって決することができる。この場合、第 17 条の総会の成立は、提出された書面の数だけ代議員の出席があったものとして判定する。

(総会の審議事項)

第 20 条 総会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。

(2) 規約の改廃の決定に関すること。

(3) 地域計画の決定に関すること

(4) 役員の決定に関すること。

(5) その他必要と思われる事項に関すること

(総会の公開)

第 21 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第 4 章

(運営会議委員会の構成)

第 22 条 運営会議委員会は、第 8 条の役員並びに第 25 条の部会の委員、及び地域内の自治会長、~~老人会長~~、~~民生児童委員~~、教育・文化・体育・福祉などに関する団体から選ばれた代表者等並びにボランティア代表をもって構成する。

2 運営会議委員会の委員は、第8条の役員及び公民館長が協議の上、が推薦し、会長が選
任する。

3 運営会議委員会の委員の定数は3020名以内とする。

(運営会議の招集と議長)

第23条 運営会議委員会は、会長がこれを招集する。

2 運営会議委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営会議委員会の審議事項)

第24条 運営会議委員会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項。

~~(4) 公民館長及び部会の役員の選任に関する事~~

(4) 各部会の事業計画及び予算に関する事。

(5) 各部会の実績及び決算に関する事。

~~(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。~~

第5章 その他の会議

~~(常任委員会の構成)~~

~~第25条 常任委員会は、第三地区まちづくり協議会役員、公民館長、各部会代表で構成す~~
~~る。~~

~~2 委員長は、常任委員の中から選出する。~~

~~3 常任委員の定数は18名以内とする。~~

~~(常任委員会の招集と議長)~~

~~第26条 常任委員会は、委員長が招集する。~~

~~2 常任委員会の議長は、委員長がこれに当たる。~~

~~(常任委員会の役割)~~

~~第27条 常任委員会は、次の事項を調整及び審議し、運営会議に諮る。~~

~~(1) 各部会の事業計画及び予算に関する事。~~

~~（2）各部会の実績及び決算に関すること。~~

~~（3）その他協議会又は部会の運営に関すること。~~

（部会の構成）

第 ~~29~~25 条 協議会に次の部会を置く。部会は第二地区の各自治会長、民生児童委員、~~老人~~会代表、及び PTA 代表表各種団体代表及びボランティア代表等で構成する。

- （1） 公民館部会
- （2） 福祉部会
- （3） 防犯~~・~~防災自治会部会
- （4） 総務・広報部会

2 各部会は、各部会を構成するものの中から互選により各部会の長を推薦し、これを会長が任命選出する。

（部会の役割）

第 ~~29~~26 条 部会は、第 2 条の目的を達成するための事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- （1） 各部の事業計画及び予算に関すること。
- （2） 各部の実績報告及び決算に関すること。
- （3） その他部会運営に関すること。

第 6 章 会計及び監査

（経費）

第 ~~30~~27 条 協議会の経費は、各自治会負担金、寄付金、市交付金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第 ~~31~~28 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（会計帳簿の整備）

第 ~~32~~29 条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするために、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員より帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認

めなければならない。

(監査)

第 3330 条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第 7 章 その他

(委任)

第 3431 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 23 年 12 月 4 日から施行する。

(権利等の承継)

2 第二地区住民協議会設立準備会に係る一切の権利、財産等は、第二地区まちづくり協議会が承継するものとする。

附 則

1 この規約は、平成 27 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 第二地区自治連合会の事務、書類等は、協議会が承継するものとする。